

子ども・子育て支援新制度における保育料について

子ども・子育て支援法に基づく給付は、平成27年4月からの開始が予定されている。この給付を受ける教育・保育施設及び地域型保育事業に係る保育料については、現行制度に比べ、次のような点が変更されることから、区ではこれに沿った検討を行っている。

1 区が定める種類の拡大（新規： 、 の表の太枠内）

教育・保育施設

内容	種類	幼稚園		認定こども園		認可保育所	
		私立	公立	私立	公立	私立	公立
教育							
保育							

注)給付を受けない私立幼稚園や認可外施設は、従来のとおり施設が保育料を定める。

地域型保育事業

内容	種類	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
保育					

注)27年度から新たに区が認可する事業。区内に対象事業がない場合でも、設定は必要。

区内は民営のみ。

2 保育必要量に応じた保育料の設定（新規：太枠内）

- ・保育の利用については、保育必要量（保育時間の長短）に応じて保育料を設定する。

項目	保育必要量	
	保育標準時間	保育短時間
保育時間数	1日あたり11時間まで (1月あたり平均275時間まで)	1日あたり8時間まで (1月あたり平均200時間まで)
保育料の考え方	現行と同じ積算基準	保育標準時間より減額

- ・保育必要量の区分は、「保育の必要性」の認定の際に決定する。

3 応能負担の導入

- ・認可保育所以外の施設・事業についても、保護者の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して保育料を設定する。
- ・所得状況は、住民税を基準とする。(現行の認可保育所は所得税基準)
- ・住民税の算出に当たっては、年少扶養控除等の廃止に伴う再計算措置を行わない。

みなし寡婦控除は、区単独処理のため、引き続き再計算措置を実施する。